

# 公益社団法人日本馬事協会助成金交付事業公募要領

制 定 平成23年5月16日

最終改正 平成26年4月 1日

## 第1 総則

公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が行う助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）を行う者（以下「事業実施主体」という。）の公募による決定は、馬事普及啓蒙推進事業実施要領（制定平成18年11月17日、最終改正平成24年4月1日）及び馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則（制定平成19年12月18日、最終改正平成25年4月1日、以下「交付細則」という。）に定めるほか、この要領に定めるとおりとする。

## 第2 公募対象事業の内容、助成金の額等

公募の対象となる事業は、交付細則第2条（1）馬事普及特別対策事業及び（2）優良農用馬生産振興対策事業並びに（3）農用馬生産者が馬事知識普及啓蒙を行う事業とし、事業の内容及び助成金の額等は、交付細則別表1のとおりとする。

## 第3 応募団体の要件等

- （1）公募に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、交付細則別表1に掲げるとおりとする。
- （2）応募団体は、次の全ての要件を満たすものとする。
  - ア 当該事業に係る事業（以下「応募事業」という。）を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。
  - イ 応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有する団体であること。
  - ウ 応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
  - エ 日本国内に所在し、助成事業及び交付された助成金の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であること。

## 第4 事業実施期間

事業実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

## 第5 助成事業の対象経費の範囲等

助成事業の対象となる経費は、交付細則別表1の「助成の対象」に定める経費とし、その内容は申請書の様式に定める科目とする。

## 第6 応募の手続き等

### （1）公表

応募の手続き等については、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、協会のホームページで公表するものとする。

## (2) 応募書類

応募書類は次のとおりとする。ただし、別途、同様の内容が確認出来る書類が提出されている場合は、応募書類の一部を省略することができる。

また、交付細則第4条で定める別紙様式第1号による申請書を併せて提出することができるものとする。

- ア 公益社団法人日本馬事協会助成事業応募書（様式1）
- イ 事業実施体制（様式2）
- ウ 事業実施計画
  - (ア) (1) 馬事普及特別対策事業（様式3-1）
  - (イ) (2) 優良農用馬生産振興対策事業（様式3-2）
  - (ウ) (3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業（様式3-3）
- エ 応募団体における応募事業に関する取組等（様式4）
- オ (2) 優良農用馬生産振興対策事業共同研究内容書（様式5）
- カ 定款又は寄付行為等の応募団体の活動がわかる書類
- キ 直近の事業及び決算報告書
- ク 受付確認用返信はがき

## (3) 提出期間

平成26年5月28日（水）から7月4日（金）午後5時必着とし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

## (4) 提出先

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館7階

公益社団法人日本馬事協会

## (5) 問合せ先

公益社団法人日本馬事協会 業務部

電話：03-3297-5626

ファクシミリ：03-3297-5628

電子メール：info@bajikyo.or.jp

※ 電話による問い合わせについては、平日午前10時から午後4時30分（正午から午後1時までを除く）にお願いいたします。

## 第7 審査の方法等

### (1) 審査の方法

協会は、応募団体から提出された応募書類について第3の応募要件を満たしているか確認を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施するなどの方法により、応募書類の内容を審査するものとする。

審査の経過は通知しないこととし、問合せにも応じないこととする。

また、提出された応募書類は、返還しないこととする。

### (2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施する。

#### ア 書類審査

提出された応募書類の内容について、書類審査を実施することとする。

#### イ ヒアリング審査

必要に応じて、応募団体の代表者（代理も可能とする。）に対するヒアリング審査を実施することができるものとする。

なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合は、辞退したものとみなす。

#### ウ 最終審査

書類審査（ヒアリング審査を行った場合には、当該ヒアリング審査を含む）における評価を踏まえ、選定された事業実施主体の候補者について、協会に設置する助成事業に係る審査委員会により当該候補者を事業実施主体とすることの可否について意見を聴取し決定することとする。

### (3) 審査の観点

審査の具体的な観点は、次のとおりとする。

ア 応募団体は、その設置目的からみて、応募事業の事業実施主体として適切であるとともに、応募事業の趣旨、目的、内容を十分に理解しているか。

イ 応募団体は、応募事業を行う意思及び具体的計画を有しているか。

ウ 応募団体は、応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有しているか。

エ 応募団体は、応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するとともに責任体制は明確であるか。

オ 応募団体は、日本国内に所在し、助成事業及び交付された助成金の適正な執行に関し責任を持つことができるか。

カ 応募団体は、応募事業を農用馬等の生産振興等のために効果があがるように実施すると見込まれるか。

### (4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果（採択又は不採択）については、応募団体に対して速やかに通知することとする。

事業実施主体候補者に選定されたからといって、すぐに助成金が交付されることはなく、別途、必要な手続を経て、正式に交付が決定されることとする。

なお、事業実施主体候補者に選定された者の公表は、協会のホームページで行うものとする。

## 第8 事業実施主体の責務等

助成金の交付決定を受けた事業実施主体は、助成金の経理管理状況を常に把握するとともに、助成金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めることとする。